



和歌山労働局 「働き方改革推進本部」の設置について

平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014及び平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」を踏まえ、長時間・過重労働を解消し、より働きやすい勤務環境へと改善していくための「働き方改革」実現に向け、和歌山労働局は和歌山県と共同して、平成27年1月23日付けで「和歌山働き方改革推進本部」を設置いたしました。

和歌山働き方改革推進本部

1. 構成員（本部メンバー）

【本部長】 労働局長

【副本部長】 和歌山県商工観光労働部長

【本 部 員】 労働局労働基準部長 / 同総務部長 / 同職業安定部長
/ 同雇用均等室長

和歌山県労働政策課長 / 和歌山市産業企画課長

【事務局】 労働局労働基準部 監督課

2. 推進本部の実施事項

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他和歌山県における必要な取組

3. 当面の取組事項

- (1) 和歌山働き方改革推進会議の開催
- (2) 管内の主要経済団体及び労働団体等に対する協力要請
- (3) 管内の主要企業（リーディングカンパニー）に対する働き方改革に関する取組の働きかけ実施
- (4) 働き方改革及びワークライフバランスの取組の好事例の収集及び各企業等にフィードバック
- (5) その他必要事項の実施

「日本再興戦略」改訂2014（抄）～平成26年6月24日閣議決定～

第二 三つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-1. 失業なき労働移動の実現／マッチング機能の強化／多様な働き方の実現

(1) ～ (2) (略)

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 働き方改革の実現

ii) ～ iii) (略)

まち・ひと・しごと創生法（抄）～平成26年11月28日施行～

【第2条】（基本理念）

まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

一～三 (略)

四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

六～七 (略)

※また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）においては、「若い世代の結婚・子育ての希望をかなえる」ための施策の1つとして「働き方改革」（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現）が掲げられています。

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 27 年 1 月 22 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部（監督課）
	労働基準部長 佐々木 英一
	監督課長 杉山 彰浩
	電 話 073 (488) 1150 F A X 073 (475) 0113

和歌山働き方改革推進本部 の設置等について

平成 26 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 及び平成 26 年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」を踏まえ、長時間・過重労働を解消し、より働きやすい勤務環境へと改善していくための「働き方改革」実現に向けて、取組体制を強化していくことが求められます。

このため、今般、和歌山労働局においては、和歌山県と共同して、平成 27 年 1 月 23 日付けで、「和歌山働き方改革推進本部」を設置することといたしました。

また、本部設置に合わせ、同日（13：30～15：00）、「和歌山働き方改革推進会議」を、和歌山労働総合庁舎（労働局庁舎）6 階会議室において開催いたします。

1 構成員（本部メンバー）

【本部長】労働局長
【副本部長】和歌山県商工観光労働部長
【本部長】労働局労働基準部長
同 総務部長
同 職業安定部長
同 雇用均等室長
和歌山県労働政策課長
和歌山市産業企画課長
【事務局】労働局労働基準部監督課】

2 推進本部の実施事項

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他和歌山県における必要な取組

3 当面の取組事項

- (1) 和歌山働き方改革推進会議の開催
- (2) 管内の主要経済団体及び労働団体等に対する協力要請
- (3) 管内の主要企業（リーディングカンパニー）に対する働き方改革に関する取組の働きかけ実施
- (4) 働き方改革及びワークライフバランスの取組の好事例の収集及び各企業等にフィードバック
- (5) その他必要事項の実施

(参考資料)

- 1 「働き方改革」実現に向けた取組のスキーム（全体像）
- 2 和歌山働き方改革推進本部の設置要綱

長時間労働削減推進本部

【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

⇒ 大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置（平成26年9月30日）

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局長 労働基準局長

過重労働等撲滅チーム

① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施

- i 相当の時間外労働時間が認められる事業場等
- ii 過労死等に係る労災請求がなされた事業場等を対象に、重点監督を実施。

② 相談体制の強化

③ 労使団体への要請

④ 過労死等の防止に向けた取組

働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

各都道府県労働局に設置
（平成27年1月予定）

省内長時間労働削減推進チーム

若手職員からの意見聴取や民間企業へヒアリング等を行い、以下の方策を検討・実施

- ① 長時間労働に係る負担軽減方策について
- ② 早期退庁・休暇取得促進方策について
- ③ 早期退庁後や休暇の有効な活用事例について

働き方改革推進本部

（本部長 都道府県労働局長）

企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）

〈協力要請・連携〉

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 事業主団体
- ・ 労働団体
等

「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

平成27年1月からの取組について（休み方改革・休暇取得促進チーム）

都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「**働き方改革推進本部**」を設置
（平成27年1月設置）

企業経営陣への働きかけ・支援、地域における働き方改革の気運の醸成

- 地域の経済団体・労働団体のトップ等に対し、働き方改革に対する協力を要請
- 労働局長や労働基準部長が、**地域のリーディングカンパニー**を訪問
企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ
働き方・休み方コンサルタントによる企業に対する助言等の支援
- 企業における**先進的な取組事例の収集、周知**

先進的な取組事例等について、本省**ポータルサイト**を活用して**情報発信**（平成27年1月本省に開設）

- 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成

企業の自主的な
働き方の見直し
を推進

地域における
働き方改革の
気運の醸成

和歌山働き方改革推進本部 設置要綱

1 趣旨

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

これを踏まえ、企業トップへの働きかけや全県的な気運の醸成を図る等の取組を通じ、和歌山県における「働き方改革」の実現を図るべく、和歌山労働局は和歌山県と共同で和歌山働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 組織

本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 実施内容

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他和歌山県における働き方改革の促進のために必要な取組

4 会議

労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

5 事務

本部の事務は、労働局労働基準部監督課に担当事務局を設置して、処理を行うものとする。

（附則 この要綱は平成27年1月23日から施行する。）

和歌山働き方改革推進本部構成員

区 分	職 名
本 部 長	和歌山労働局長
副本部長	和歌山県商工観光労働部長
本 部 員	和歌山労働局労働基準部長 和歌山労働局総務部長 和歌山労働局職業安定部長 和歌山労働局雇用均等室長 和歌山県商工観光労働部労働政策課長 和歌山市産業企画課長
事務局	和歌山労働局労働基準部 監督課

8 人